

緊急時の業務に関する専決事項の運用内規

（目 的）

第 1 条 この運用内規は、定款第 4 5 条の規定に基づき、本会の運営を遅滞なく円滑に行うため、緊急時の業務に関して理事等が理事会の承認なく業務の執行（以下「専決事項」という。）を行う要件を定めることを目的とする。

（専決事項）

第 2 条 専決事項は、理事会の承認を得る時間的余裕がない緊急時における業務事項とする。

（専決事項の処理）

第 3 条 会長は、会務を総理する立場から一義的に専決事項を処理することができるものとする。

2 会長が事故等で欠けた場合は、会長を補佐する副会長がその業務を代行処理する。

3 会長及び副会長が公務その他の事由で不在の場合は、会長を補佐し会務を掌理する専務理事が専決事項を処理することができる。

4 専務理事が公務等で不在の場合は、常務理事又は正会員から選出された理事が事務局長を指揮し、専決事項を処理することができる。

（緊急理事会）

第 4 条 専決事項を処理する過程で重要な問題が関連して生じた場合、又は、その恐れがあると思われる場合は、その業務の執行を停止し、緊急の理事会を招集し諮らなければならない。

（事後承認）

第 5 条 専決事項として処理した業務事項は、その後、最初で開催された理事会で事後承認を得なければならない。

附 則

この緊急時の業務に関する専決事項の運用内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。